

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第144号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成24年7月4日 08時30分
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位090°2,260m付近 （概位 北緯34°28.1′ 東経133°45.5′）
事故等調査の経過	平成24年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第三十二 ^{みょうじん} 明神丸、187トン 136873、吉浦海運株式会社 B 台船 DY-36、3,000トン（積トン数） なし、吉浦海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷船首部に擦過傷 棧橋 破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、B船を横抱きして水島港の‘造船所西岸壁の棧橋’（以下「本件棧橋」という。）に着棧し、船長Aが、他船の航走波が本件棧橋に向かって来ていることを知っていたが、荷役作業に影響はないものと思い、荷役作業を行っていたところ、A船及びB船が、他船の航走波により、圧流されてB船が本件棧橋下部の空洞部分に入り込み、平成24年7月4日08時30分ごろB船の左舷船首部が本件棧橋を押し上げた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	本件棧橋は、鋼製の柱で支えられた棧橋式岸壁であり、棧橋下部は空洞状態であった。 A船は、錨を投下していなかった。また、B船は、錨設備がなかった。 本事故発生場所付近には、港内航路があり、南北に航行する船舶が航走波を生じさせていた。 船長Aは、本事故当時、上げ潮の中央期だったので、荷役中は棧橋下部の空洞が海面下になると思っていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり</p> <p>A船は、B船を横抱きして水島港の本件棧橋で荷役作業中、船長Aが、他船の航走波が本件棧橋に向かって来ていることを知っていたが、荷役作業に影響はないものと思い、他船の航走波を考慮しなかったことから、A船及びB船が他船の航走波に圧流され、B船が本件棧橋下部の空洞部分に入り込み、B船の左舷船首部と本件棧橋が衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、B船を横抱きして水島港の本件棧橋で荷役作業中、船長Aが他船の航走波を考慮しなかったため、A船及びB船が他船の航走波に圧流され、B船が本件棧橋下部の空洞部分に入り込み、B船の左舷船首部と本件棧橋が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役作業は、風波、航走波及び潮汐を考慮して行うこと。 ・ 棧橋などに着岸して荷役作業を行う際には、錨を投下しておき、船体を棧橋などから動かないようにすること。